

2011年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度案は、国保の「都道府県単位化」とセットになっているだけでなく、「負担増か医療抑制か」の二者択一を迫り、高齢者を差別する後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、来年4月からの「第5期介護保険事業計画」にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、生活支援のサービスは保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

今回の東日本大震災は、自治体が住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくことの重要性を一層明らかにしました。各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

(回答) 保険医療課

本町では、平成23年度から第5次総合計画を策定しており、「人とまち みんな元気な 環境都市」を掲げ、基本目標の1つである「健康で元気に暮らせるまち」の実現に向け、国民健康保険、介護保険などの社会保障制度を健全に維持していくため、社会保障制度の適切な運用に努めてまいります。

②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

(回答) 税務課

現在のところ、行う考えはありません。

③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答) 収納課

担税力があるにもかかわらず、自主納付を期待できない滞納者に対しては、国税徴収法や

地方税法に基づく手続きを着実に実行するため、本町で徴収事務を行うものの専門職員や専門機関が必要となりますので引き続き滞納整理機構への参加を行い、地方税の徴収促進と税の公平性の確保に努めてまいります。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

(回答)安全安心課

サービスが低下しないように配慮します。

②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

(回答)安全安心課

東郷町防災計画の被害震度想定は、愛知県の防災計画に基づいて作成しておりますので、町独自での対策は、現在のところ考えておりません。

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかつてください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

(回答)安全安心課

食料、水などの備蓄品は、緊急5カ年備蓄整備計画に基づいて、限られた予算の中で計画的に購入し、充実に努めています。

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

(回答)安全安心課

避難所である地区のコミュニティセンターにおいては、最近建設された施設はバリアフリー化されておりますが、それ以外の施設ではできません。

また、避難所である小中学校の体育館では、段差をなくすスロープ設置などの対応はしております。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

(回答)安全安心課

いこまい館を福祉避難所として指定しております。

また、災害時要援護者の避難施設として、特別養護老人ホームなど、5施設と災害協定を締結しております。

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかつてください。

(回答)安全安心課

本町には、該当する病院はありません。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

(回答)安全安心課

防災マップは、掲載内容の変更及び充実のため、隨時見直し作成してまいります。また、震度予測や被害予想など国又は県が見直した場合には、その内容に応じた見直しをしてまいります。

避難経路の確保等については、防災マップに「主要な避難場所まで通行を確保すべき道路」として表示しております。

⑧防災教育を徹底してください。

(回答)安全安心課

毎年9月から12月にかけて、各地区において防災訓練を実施して頂いており、地域における防災意識の高揚や防災教育の充実を図ってまいります。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

(回答)長寿介護課

現行の所得段階区分につきましては、所得段階区分を6段階から9段階に細分化し、住民税非課税である第1段階、第2段階、第3段階及び第4段階(特例)の方について、保険料が軽減されております。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答)長寿介護課

第1号被保険者の保険料は、課税状況(前年所得)などをもとに所得段階別に分けて決定されます。所得に応じた保険料の負担になっているため、町独自の減免は考えておりません。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)長寿介護課

利用料については、所得の低い方には負担限度額を設定しております。また、高額介護サービス費についても、利用者負担上限額が低く設定されていますので町独自の減免制度は考えておりません。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

(回答)長寿介護課

介護予防サービス及び地域支援事業につきましては、実情に応じて実施しております。

介護予防・日常生活支援総合事業については、第5期高齢者福祉計画策定委員会での意見をふまえ十分検討し、実施の有無を決定したいと考えております。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答)長寿介護課

介護サービスの基盤整備については、本町の介護保険事業計画に基づき取り組んでいますが、第4期期間中に施設の建設予定はありません。

また、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるような助成制度につきましても、今の段階では考えておりません。

★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

(回答)長寿介護課

平成22年度より地域包括支援センターのブランチを愛厚ホーム東郷苑に設置しております。したがいまして、地域包括支援センターを中学校区に設置することは、考えておりません。

決算において、事業費が不足していると報告を受けておりませんので、引き上げるということは考えておりません。

⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答)長寿介護課

介護は民間事業者によって運営されているものであるため、町が財政的な支援をすることは考えておりません。

また、平成21年度より、介護職員待遇改善交付金事業として、賃金改善やその他の待遇改善(研修等)について国が財政的支援を行っております。

(2)高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答)長寿介護課

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対して、配食サービスを週7回(毎日)実施しており、こちらは安否確認も兼ねて行っております。

イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

(回答)長寿介護課

巡回バスの利用については、65歳以上の方は無料となっています。また、障がい者についても、障がい者手帳をお持ちの方とその付き添いの方1名は無料となります。

ウ.宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

(回答)長寿介護課

高齢者の集まりの場所への援助については、和合ヶ丘地区・諸輪住宅・西白土地区において「思い出の語り場づくり」として、月に1~4回集会所で行っており、会場使用料と傷害保険料を助成しております。

また、町の社会福祉協議会は「いきいきサロン事業」として助成しています。

エ.高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答)長寿介護課

バリアフリーの高齢者住宅を町が整備することは考えておりません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。

また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答)長寿介護課

配食サービスについては、週7回(毎日)を上限に夕食の配達を実施しており、材料費等相当分を町で負担し、配達費相当分を自己負担額としてお願いしております。

閉じこもり予防の会食会は、和合ヶ丘地区和話の会(月1回)、御岳地区遊心ひろば(月2回)、農協茶話会6地区(月1回)など、地域活動としていろいろな団体が実施しており、町としても地域包括支援センターの職員が、地区の老人クラブへ出向き、出前講座として介護予防の普及啓発・相談等を行っています。

(3)障がい者控除の認定について

- ★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答)長寿介護課

要介護認定者は、介護の手間のかかり具合によって要介護度が認定されており、要介護度と障がいの程度とは基準自体が異なります。

したがいまして、要介護の認定があるからといって一律に障がい者控除の対象にすることは考えておりません。

- ★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)長寿介護課

すべての要介護認定者を障がい者控除対象にする考えは持っておりませんので、「障害者控除対象者認定書」をすべての要介護認定者に送付することはできません。

また、平成22年度から要介護認定者で障害者控除の対象となる方には障害者控除対象者認定書を送付しております。

2. 高齢者医療などの充実について

- ★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)保険医療課

後期高齢者医療制度は、愛知県後期高齢者医療広域連合が運営していますので、本町で医療費の自己負担を無料化することはできません。

後期高齢者福祉医療制度の対象者の拡大については、愛知県の補助制度と対象者等をあわせて実施していますので、愛知県の補助制度の拡大にあわせて検討してまいります。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

(回答)保険医療課

保険料滞納者に対する資格証明書の発行の取扱いは、愛知県後期高齢者広域連合が定める規定により、県内で同一の運用します。

3. 子育て支援について

- ★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

(回答)保険医療課

平成23年4月診療分から、通院における医療費の助成対象を、現物給付にて自己負担なしで、小学校6年生までに拡大しております。今後の拡大は、現在検討中であり、早期に実現したいと考えております。

②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

(回答)健康課

妊産婦検診は、予算の範囲内で実施します。産後1回は考えていません。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

(回答)学校教育課

現状では、基準の引き上げは考えていません。申請の受付は市町村窓口で行っており、申請手続きに民生委員の証明は求めていません。また、平成23年度より、支給費目にPTA会費及び生徒会費を追加しました。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

(回答)学校教育課・給食センター

趣旨は理解しますが、ご要望にお応えすることはできません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

(回答)保険医療課

広域化については、愛知県において調査研究中であり、方向性が示された段階で本町において検討いたします。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答)保険医療課

国民健康保険事業は、財政的に厳しい状況であり、毎年一般会計から多額の繰入金を受け、運営を行っています。

保険制度の相互扶助の精神や受益者負担の原則の中で、円滑な事業運営を図るために、一般会計からの繰入金との調整や被保険者の負担を勘案しながら保険税を検討しなければならないと考えています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答)保険医療課

被保険者のうち18歳未満の子どもについて均等割を賦課しないという考えはありません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

(回答)保険医療課

低所得者については、国民健康保険税の軽減を行っています。さらに減免するということは現在考えていません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)保険医療課

失業や廃業などにより所得が前年度の2分の1以下になった方については、前年中の所得が300万円以下の方を減免の対象としています。これを改正することは現在考えていません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答)保険医療課

資格証明書の交付はしておりません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

(回答)保険医療課

滞納者の納税を促すような措置に努めます。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

(回答)保険医療課

分納誓約どおり履行し、1年以内に完納する見込みがある場合は、正規の有効期限の保険証を交付しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答)保険医療課

加入者の生活実態や収入状況等を把握し、対応してまいります。無保険者の調査については、他社会保険の加入状況を把握する必要があり、適切な方法が見つかり次第検討したいと思います。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答)保険医療課

一部負担金の減免については、平成23年9月より国の基準が生活保護基準のところ1.25倍まで上乗せして実施しています。また、周知方法については広報やホームページを通じPRしています。

5. 障がい者(児)施策の充実について

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

(回答)保険医療課

障害者自立支援法に基づく医療制度では、申請により認定された場合には、町独自制度とあわせて、所得制限なしで医療費の自己負担は無料としております。

障害者福祉サービスの利用料については、国に準じて適切に対応しています。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

(回答) 福祉課 ①イ. ~⑤すべてについて

国の指針、施策に準じて実施していきます。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式とともに実施してください。

(回答) 健康課

現在のところがん検診及び歯周疾患検診の負担金を無料とする予定はありません。
個別方式及び集団方式は導入済みです。(歯周疾患検診は除く)

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(回答) 健康課

現在のところ負担金を無料とする予定はありません。

7. 予防接種について

★①ヒビ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

(回答) 健康課

予算の範囲内で実施します。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答) 健康課

国の予防接種の動向が未定のため、その動向を見極めてから研究します。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答) 福祉課

他法他施策の活用が1つの要件として挙げられており、原則として他法他施策により生活保護における最低生活費の基準を超える収入がある場合は受給できませんが、可能な限り柔軟な対応を心がけ、また、愛知県との連絡調整を行っております。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

(回答) 福祉課

自家用車の所有は原則として認められませんが、相応の理由がある場合においては、例外的に認められることもあります。相談においては、例外についても考慮の上、対応しています。

③就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

(回答) 福祉課

就労支援及び生活指導については、役場職員の対応の他、愛知県の就労相談員による訪問や面接などにより随時相談を受け、ケアを行っております。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

(回答) 保険医療課

年金制度の安定的な運営に向けて、制度改正が行われていると考えており、意見書等の提出は考えていません。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

(回答) 保険医療課

後期高齢者医療制度については、国において廃止後の新たな高齢者医療制度の在り方の検討がされておりますので、意見書等の提出は考えておりません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(回答) 長寿介護課

国庫負担分(調整交付金)の5%を国の負担分(25%)の外枠として、要望していきます。

また、平成23年度まで国が介護職員待遇改善交付金事業として、賃金改善やその他の待遇改善(研修等)について取り組んでいるので、特に要望はしません。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

(回答)保険医療課

各自治体が共通に抱える課題であり、国の動向に注視しながら、要望できる機会があれば、要望について検討してまいります。

⑤消費税率の引き上げは行わないでください。

(回答)税務課

このような大きな問題は、1町だけで行うものではなく、町村会を通じて国へ要望するものと考えています。

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分發揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

(回答)健康課

国の施策で決定するものあるから、意見書及び要望書等を提出する予定はありません。

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

(回答)福祉課

国の指針、施策に準じて実施していきます。

⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

(回答)健康課

国の施策で決定するものあるから、意見書及び要望書等を提出する予定はありません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

(回答)保険医療課

①～⑥までのこれらの制度については、愛知県において十分な検討がなされたものと考えております。意見書等の提出は考えておりませんが、今後の引き続き愛知県の動向に注視してまいります。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

(回答)福祉課

国の指針、施策に準じて実施していきます。

⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

(回答)人事秘書課

職員の採用にあたっては、継続的かつ安定的に行政サービスを提供できる職員構成などに考慮しつつ、人口増加や新たな行政需要等を考慮しながら、中・長期的な視点をもって計画的に採用する考えです。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

(回答)保険医療課

上記①～④については、後期高齢者医療の実施主体である愛知県後期高齢者医療広域連合において検討すべき課題と考えておりますので、意見書等の提出は考えておりません。

以上